

畜 第 5 9 0 - 1 号
平成 27 年 10 月 13 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会 殿

鹿児島県農政部畜産課長



豚流行性下痢の防疫措置の再徹底について（依頼）

日頃から、本県の家畜衛生対策への御協力と御理解を賜り感謝いたします。

豚流行性下痢については、平成26年10月に農林水産省が策定した豚流行性下痢（PED）防疫マニュアルに沿った防疫措置について、豚の飼養者及び養豚関係者に対する指導を実施していただいているところです。また、本年3月には「豚流行性下痢の防疫体制の再確認について」（平成27年3月30日付け畜産課長通知）により、改めて傘下会員等に対する御指導をお願いしてきたところです。

現在、本県の発生状況は、平成26年10月以降に発生した33農場のすべてで症状消失を確認し、うち32農場は非発生農場へ復帰（症状消失を確認してから8週間が経過した農場、10月13日現在）しています。しかし、全国的には、一部の県で散発的に発生が認められており、特にこの数週間は複数の県で発生が認められています。過去2年においては、気温の低下する時期に本病の発生が増加していることを踏まえ、特に下記に留意し、傘下会員等に対する防疫措置の指導を再度徹底していただくようお願いします。

記

1 飼養衛生管理の徹底について

本病の対策としては、日頃からの飼養衛生管理の徹底による農場への本病ウイルスの侵入防止が重要であることから、豚の飼養者に対して、マニュアル4（1）の対策について、改めて指導すること。

2 ワクチン接種の徹底について

本病の対策としては、集団的な免疫の確保が重要であるが、平成26年に7割程度実施されていた母豚へのワクチン接種率が本年は6割程度に減少していると推定されることから、豚の飼養者に対して、マニュアル7（2）の対策について十分説明するとともに、改めて積極的なワクチン接種を促すこと。

3 早期通報の徹底について

本病のまん延防止対策としては、早期通報が重要であることから、豚の飼養者に対して、マニュアル3（1）の対策について、改めて指導すること。



鹿児島県農政部畜産課
家畜衛生係 大菌・内村
TEL 099-286-3224
FAX 099-286-5599